

東京都子ども読書活動推進計画

東京都教育委員会

はじめに

読書は、考える力、豊かな感性や情操、幅広い知識などを獲得する上で欠くことのできないものです。また、読書で身に付けられた表現力によって、コミュニケーションを円滑にし、人間関係の基礎を形成することができます。さらに、読書は「国語力」を形成する基盤として、近年その重要性が再認識されています。

このように、読書がもたらす様々な効用を考えると、子どもの読書環境を計画的に整備することは極めて重要な課題であると考えます。

この「東京都子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定により、子どもの読書活動の意義と今後の東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示したものです。

都教育委員会といたしましては、この計画が、東京都はもちろん、区市町村や読書活動推進団体などの子どもの読書活動推進を図るための基本となることを願っております。

また、今後とも、東京都におけるすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じて多くの都民の方々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

平成15年3月

東京都教育委員会教育長
横山 洋吉

目次

第1部 基本方針

第1章 計画策定の背景	1
第1 子どもの読書活動とは	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書活動の現状	2
第2 国の動向	2
第2章 基本的な考え方	3
第1 計画の性格	3
第2 計画の目標	3
第3 計画の期間	3

第2部 推進のための具体的な取組

第1章 家庭・地域等	4
第1 家庭・地域等における読書活動の推進	4
1 家庭・地域	4
2 図書館	7
3 児童館、その他施設	9
第2 家庭・地域等における読書活動を推進するための施設・設備の充実	11
1 図書館の計画的な整備・充実	12
2 身近な読書施設、環境の整備・充実	12
第3 啓発広報	13
第2章 学校	14
第1 学校における読書活動の推進	14
1 学校の役割	14
2 学校における読書活動の推進	14
第2 学校における読書活動を推進するための学校図書館の充実	18
1 学校図書館の役割	18
2 学校図書館の計画的な整備・充実	18
第3 啓発広報	19
第3章 関係機関等の連携・協力	20
第1 「東京都子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置	20
第2 図書館等の連携・協力	20
1 学校と図書館等の連携・協力	20
2 図書館間の連携・協力	22

第1部 基本方針

第1章 計画策定の背景

第1 子どもの読書活動とは

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです(子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第2条参照)。

読書により、子どもは、広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

また、読書は、子どもが、変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、自ら考えたり、判断したり、表現したりして解決することができる資質や能力をはぐくむものです。さらに、読書を通して、子どもたちは、多くのよい文章に触れることができるため、語彙量の増大や文章を書く力などの国語力の向上が期待されます。

このように、読書の果たす役割は、子どもが自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要であり、読書活動の推進に当たっては、子どもの発達段階を踏まえることが必要です。

幼児期には、子ども自らが読書することはほとんどありませんが、物や絵を見て、その名称を言うことを楽しむようになります。そのため、保護者などから話を聞くことや、絵本を読んでもらうことは、読書の楽しさを知る上で極めて大切です。

小学校では、低学年になると、子どもは、ひらがなを覚え、次第にやさしい民話や童話などに親しむようになります。中学年では、黙読が身につく、長い文章も読めるようになります。高学年では、調べ学習において、目的に応じて図書を選択して読むことができるようになります。小学校段階では、自ら本を読むことの楽しさを体験するため、子どもの読書に対する興味・関心を一層高め、読書習慣の定着を図ることが重要です。

中学校・高等学校では、読書の範囲が広がり、読書活動の充実が期待できます。そのため、子どもが多様な興味・関心に応じて読書できるような図書の整備に努めることが、望まれます。

2 子どもの読書活動の現状

日本における子どもの読書活動の現状は、以下の調査結果等で明らかにされています。

(1) OECD生徒の学習到達度調査（PISA）2000年

OECD（Organization for Economic Cooperation and Development：経済協力開発機構）の15歳児を対象とした読解力調査によると、日本では、55.0%の生徒が「趣味で読書をしない」と回答しており、OECD参加国平均の31.7%を大きく上回り、参加32か国の中で最も割合が高くなっています。

(2) 第48回読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）

平成14年5月の第48回読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生7.5冊、中学生2.5冊、高校生1.5冊です。

また、不読者（1か月間に本を1冊も読まなかった者）の割合は、小学生8.9%、中学生32.8%、高校生56.0%です。この調査結果により、中・高校生の“読書離れ”の実態が、浮き彫りになっています。

このような子どもの“読書離れ”の原因は、子どもが本を読むことの大切さを教えられていないこと、言い換えれば、保護者、教員、行政関係者等、子どもを取り巻く大人が、読書に対する興味や関心を高めるための環境を整えていなかったことにあります。

また、東京都においては、他県と比べて情報量が多く、子どもが他の情報メディアに時間を費やすことにより、読書の時間が相対的に少なくなっているとも考えられます。

第2 国の動向

平成11年8月、国会の衆参両院は、子どもたちの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、また、平成12年5月には、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」を開館しました。

このような状況の下、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する法律が平成13年12月12日に公布・施行され、同法によって、国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定・公表することが定められました。

そして、平成14年8月、国は、この法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向を明らかにしています。

第2章 基本的な考え方

第1 計画の性格

東京都子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定による計画であり、東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示したものです。

また、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、区市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものです。

本計画では、都民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、地域、学校(注1)のそれぞれが果たす役割を示しています。

さらに、今後、東京都が広域的に実施する取組を「東京都の取組」、区市町村が子どもや大人に対して直接的に実施することが期待される取組を「区市町村に期待される取組」として明らかにしています。

なお、この「子どもの読書活動の推進」は、東京都の「心の東京革命(注2)行動プラン」の取組として位置付けられています。

(注1) この計画において、学校とは、学校教育法第1条の学校(短大、大学を除く。)、同法第82条の2の専修学校及び同法83条の各種学校のうち、公立及び私立のものとする。

(注2) 次代を担う子どもたちに対し、親と子どもが責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組である。

第2 計画の目標

1 子どもの読書環境の整備

東京都は、子どもの読書活動を推進するために、家庭、地域、学校を通じて読書に親しむ機会を提供します。また、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える質の高い本に出会えるような読書環境を整備します。

2 子どもの読書活動に関する理解の促進

東京都は、子どもの読書活動を推進するための普及・啓発事業を積極的に行い、保護者や教員等、子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めていきます。

3 地域・社会全体での子どもの読書活動の推進

東京都は、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、地域・社会において、様々な機関が連携・協力し、子どもの読書活動を推進していきます。

4 子どもの読書活動を推進するための人材の育成

東京都は、子どもの読書活動を推進するために、本と子どもを結びつける人材の育成を図ります。

第3 計画の期間

平成15(2003)年度から平成19(2007)年度までの5年間

第2部 推進のための具体的な取組

第1章 家庭・地域等

第1 家庭・地域等における読書活動の推進

1 家庭・地域

子どもにとって読書は、何よりも楽しみの一つとなることが大切です。その楽しみの積み重ねにより、子どもは成長していきます。家庭や地域においては、子どもが多くの本と出会い、読書の楽しみを体験し、家族をはじめ親しい人々とその喜びを分かち合うことのできる機会を持つことが大切です。

(1) 家庭・地域に期待される役割

家庭においては、子どもが本に親しむ機会を作り出し、子どもと共に読書を楽しみ、読書する子どもを励ますことが期待されます。さらに、読書活動の成果を性急に求めることなく、成長の喜びを感じながら、子どもを暖かく見守ることが大切です。

また、地域においては、その地域のすべての子どもに読書に親しむ機会を提供し、読書環境を整備・充実する必要があります。

(2) 家庭・地域における読書活動の推進

ア 育児における絵本

乳幼児にとって、大好きな人が自分のために語りかけてくれることは、大きな喜びであり、この喜びが人間への信頼感を築き、深めていく大きな要素となります。一対一で向き合い、あるいは膝に抱かれて、絵本を繰り返し読んでもらい、その楽しさを読み手の大人と共有することは、子どもにとって大きな喜びであるとともに、言葉を育て、未知のものに対する興味を育てます。また、保護者にとって、子どもの喜ぶ姿に接することは、育児への活力を生み、生活の中に楽しみを発見することにもつながります。

イ 保護者の読書活動

現代社会では、情報を得るのに必ずしも本を必要としません。しかし、読書は、自ら考え、豊かな時間を過ごすものとして、大人にとっても欠かせません。家庭における保護者の読書活動は、自らの生活を豊かにするだけでなく、読書する姿が子どもに大きな影響を及ぼします。

ウ 地域の図書館等の積極的利用

(ア) 地域の図書館

家庭の中で出会うことのできる本数は限られています。読書にあまり関心のない家庭

も少なからずあるでしょう。しかし、地域の図書館などの施設を利用すれば、子どもに多くの本と出会う機会を与え、子どもの読書活動について適切なアドバイスを受けることができます。

(1) 家庭・地域文庫

家庭文庫・地域文庫は、自由で家庭的な雰囲気の中で本に接することができ、保護者同士の交流も生まれやすくなります。家庭文庫・地域文庫を利用することで、一層地域に密着した読書活動ができます。

エ 地域の読書活動への参加

子どもが読書に興味を持つためには、読書の楽しみを知る機会を作ることが重要です。読書に関心のない子どもがおはなしを聞いたり、自分で読むことが苦手な子どもが絵本を読んでもらうことは、子どもが物語の楽しさを味わい、本に対して興味を抱くための有効な手段です。図書館や家庭文庫・地域文庫で開かれるおはなし会や学校の行事に参加することは、あまり読書に関心のない子どもにとって、読書に親しむきっかけとなります。これらの行事の中で、子どもは読書の喜びを分かち合う仲間を見つけたり、本の世界へ案内してくれる大人に出会います。

オ 青少年期における読書の奨励

中・高校生になると、学校生活も忙しくなり、子どもの時に培った読書習慣を継続することが困難になります。しかし、この時期に青年期への読書につながる読書習慣を確立することは、考える力を養うと同時に人生を豊かなものにします。保護者は、この時期の子どもの読書を温かく見守り、励ますことが必要です。

【東京都の取組】

東京都は、家庭・地域における子どもの読書活動が推進されるよう、保護者や大人に対して読書の重要性を伝える普及・啓発活動を行うとともに、区市町村が行う事業に対する援助に努めます。

ア 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布（家庭・地域向け）

家庭や地域を対象とした読書活動推進のための啓発資料を作成、配布します。この資料を活用することにより、家庭での読み聞かせや地域でのおはなし会の参加等を促進します。

イ 子どもの読書に関する調査の実施

都内公立図書館の児童青少年サービス、家庭文庫・地域文庫、児童館等での地域の読書活動、学校図書館の状況、学校における読書活動等について実態を把握し、子どもの読書活動の推進に生かしていくため、東京都における子どもの読書活動実態調査を実施します。

ウ 講師、ボランティア等人材情報の発信

東京都生涯学習情報ホームページに、子どもの読書活動を推進するための人材情報を蓄積・提供することにより地域の読書活動を支援します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村は、家庭における子どもの読書活動を推進するための事業を実施するとともに、その地域の特性に合わせ、自主的に読書活動を行う住民を積極的に支援することが期待されます。

ア 子育て支援事業における読書活動の推進

子育てひろば事業(注3)や家庭教育学級(注4)等、子育て支援の一環として、子どもの読書や絵本についての啓発事業を実施することが期待されます。

(注3)区市町村が、身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、保育所、児童館等の機能を活用して、0・1・2・3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場(たまり場)を提供しながら子育て相談や子育てサークルの支援などを行う事業。

(注4)親等が、家庭教育に関する学習を、一定期間にわたって、計画的、継続的かつ集団的に行う事業。

イ 図書館員、保育士、児童館指導員等の研修と交流

地域の様々な場面で子どもの読書活動にかかわる人材を育成するため、研修を実施したり、連絡会などの交流を持つことにより、相互のスキルアップを図ることが期待されます。

ウ ボランティアの育成

生涯学習事業や図書館の講座等により、地域で読み聞かせを行うボランティアを新たに育成するとともに、既に活動しているボランティアのレベルアップ研修を実施し、地域の特性に合ったボランティア活動を推進することが期待されます。

エ 地域の読書団体(家庭文庫・地域文庫等)への支援

家庭文庫・地域文庫等、自主的に子どもの読書活動にかかわる団体に対して、図書館資料の団体貸出しや、自主研修への講師派遣などの援助を行うことが望めます。

また、文庫連絡会や読み聞かせグループ連絡会といった団体同士の情報交換等の場を、図書館等に設置することが期待されます。

2 図書館

図書館は読書活動と資料に関する専門的機関として、子どもの読書活動を積極的に推進する必要があります。来館する子どもに対するサービスだけでなく、広く子どもや保護者に情報や機会を提供することが大切です。

【東京都の取組】

都立図書館は、東京都における子どもの読書活動の拠点として、広域的立場から子どもの読書活動を推進していきます。区市町村立図書館の推進事業を積極的に支援するとともに、自らも様々な事業を企画します。

また、子どもの読書活動について、関係機関や都民に情報を提供し、その意義をアピールし、広く社会的理解を求めていきます。

ア 「都立図書館子どもページ（仮称）」の開設及び相談受付

都立図書館ホームページに「都立図書館子どもページ（仮称）」を開設し、本の紹介や「調べ学習」リンク集の作成、子どものレファレンス受付を行います。読書週間等には、都立図書館で子どもの読書活動に関する相談窓口を設置します。

また、各自治体や関係団体が実施する事業の情報を積極的に収集・提供していきます。

イ 読書活動に障害のある子どもへの支援

都立図書館は、障害のある子どもが楽しむことのできる図書資料等を整備し、展示等を行うことにより、利用の促進を図り、障害のある子どもの読書活動を支援していきます。

ウ 子どもの読書に関する調査の実施【再掲5ページ】

エ 外国語の児童図書の情報提供

都立図書館のホームページにおいて、外国語の児童図書に関する情報を提供します。特に英語以外の言語の図書の所蔵情報を提供し、日本語以外の資料を必要とする子どもの読書活動を支援していきます。

オ 児童サービスの専門的職員の育成

(ア) 児童サービス職員の新任研修

東京都内の公立図書館で初めて児童サービスに携わる職員を対象に、図書館の児童サービスに関する基本的な研修を行います。この講座は昭和57(1982)年に開始されましたが、一層の充実を図っていきます。

(イ) 児童サービス職員の現任研修

東京都内の公立図書館の職員を中心に、実際に子どもの読書活動に携わった実績を持つ職員の一層のステップアップを図るよう、テーマを決めた研修を実施します。子どもの読書活動を継続して担っている人に対し、企画立案等の研修を行い、地域の読書活動におけ

るリーダーの養成を図っていきます。

カ ボランティアリーダーの育成

地域で子どもの読書活動に携わるボランティアグループのリーダーに対し、子どもの読書活動の特性、児童青少年資料、サービス技術、公立図書館における児童青少年サービスに関する研修を実施します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立図書館は、地域における子どもの読書活動の拠点として、積極的に事業を展開するとともに、障害のある子どもや図書館に出掛けることができない子ども等への配慮することも期待されます。

ア 区市町村立図書館における児童サービスの一層の充実

区市町村立図書館では、長年にわたる児童サービスの実績がありますが、一層の充実が望めます。魅力的な資料の収集や行事を行い、これまで図書館を利用していない子どもを含め、子どもに読書の楽しさを十分に伝えることが期待されます。

イ 乳幼児へのサービス

乳幼児への図書館サービスは、子育て支援の一つであるとともに、子どもの読書習慣の形成に寄与するものです。区市町村で実施している子育て支援事業と連携・協力しながら、サービスを実施していく必要があります。

ウ 青少年（13～18歳）へのサービス

青少年期は、興味が多岐に分かれること、学校生活が多忙になることから、読書活動に熱心な子どもとそうでない子どもに分かれる時期ですが、この時期の読書は生涯の糧となります。区市町村立図書館は、子どもたちに読書の魅力を十分に伝え、学習にも役に立つ存在として、魅力のあるサービスを実施することが期待されます。

エ 在京の外国人児童生徒、帰国児童生徒等へのサービス

区市町村の特性にあった外国語資料を収集し、日本語以外の資料を必要とする子どもの読書活動を支援することが期待されます。

オ 障害のある子どもへのサービス

「さわる絵本」(注5)や「布の絵本」(注6)、拡大写本等の資料を収集し、障害のある子どもの読書を支援することが期待されます。また、入院している子どもに対する訪問サービス等、図書館に出掛けることができない子どもへのサービスを実施することが望めます。

(注5)手で触って分かり、楽しめるように作成した絵本。原本は子どもたち一般に人気のある絵本が選ばれる。

(注6)絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になっていたり、ひもを結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっている。視覚障害児、肢体障害児、機能回復訓練に利用される

だけでなく、乳幼児一般も楽しめる。

カ 児童青少年サービスの専門的人材の育成・配置

児童青少年サービスに携わる人材については、都立図書館の児童サービス職員研修などを活用するとともに、外部の人材も活用するなどにより、十分な知識と技術を持ったサービスを提供することが期待されます。また、子どもや保護者が、職員に気軽に相談できる体制に配慮することが大切です。

3 児童館、その他施設

子どもの読書活動は、図書館に限らず、子どもにかかわる様々な施設で行われています。計画を推進するに当たっては、日常的に子どもが過ごす児童館や学童クラブ、子どもの心身の成長を担う保健所・保健センター等における読書に関する事業などと連携し、実施していく必要があります。

【東京都の取組】

東京都は、東京都児童会館における子どもの読書活動を推進するほか、保健所・保健センターでの健康診査や相談の場を活用した読書活動推進事業を支援します。

ア 東京都児童会館における読書活動推進事業の実施（福祉局）

東京都児童会館は、児童の健全育成に関する活動の一環として、「図書ひろば」において、おはなし会や講演会といった子どもの読書活動の推進に関する事業を実施します。

イ 保健所・保健センターにおける読書活動推進のための支援（健康局）

東京都は、保健所・保健センター等における読書活動の推進事例（ブックスタート事業（注7）等）を積極的に収集し、区市町村に対して情報提供を行います。

（注7）赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す事業。地域のすべての赤ちゃんに絵本を媒介にした楽しい時間を過ごしてもらうため、乳幼児健診のときに行われる。

【区市町村に期待される役割】

子どもの生活に密着した区市町村の様々な施設こそ、機会をとらえて子どもの読書活動を推進することが望まれます。

ア 地区児童館や公民館における読書活動推進事業の実施

地区児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、子どものための事業を実施していますが、昔話を聞く会や絵本の読み聞かせの会などをプログラムに取り入れ、地域の子どもの読書活動を推進することが期待されます。

また、公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する事業を実施することが期待されます。例えば、青少年を対象とした作家の講演会や読書会、ボランティアの養成講座などが考えられます。

イ 保健所・保健センターにおける読書活動推進

子どもの健康診査や母親学級等で、読書活動の重要性や楽しさを保護者に伝えたり、乳幼児から本と触れ合う機会を創出することが期待されます。特に、健康診査における読み聞かせや手遊び等の実演は、親子で楽しさを味わうことができるので、読書活動の普及・啓発の場として期待されます。

なお、保健所・保健センターにおける読書活動推進は、地域の図書館の児童サービス担当者と連携・協力を図ると一層効果的です。

第2 家庭・地域等における読書活動を推進するための施設・設備の充実

1 図書館の計画的な整備・充実

図書館は、読書と資料の収集・提供に関する専門的機関として、子どもの読書活動を積極的に推進するため、施設設備の一層の充実を図る必要があります。

【東京都の取組】

東京都は、子どもの読書活動推進の核となる施設である東京都内の公立図書館の充実、振興を図っていきます。

ア 東京都内の公立図書館の振興と援助

全国にわたる児童青少年コーナーの先進的事例を紹介し、東京都内の公立図書館の児童サービスが一層充実されるよう支援していきます。また、図書館未設置地区（島しょ部）における子どもの読書活動の援助に努めます。

イ 都立図書館における児童青少年資料の充実

都立多摩図書館の図書の中核に、青少年の読書活動のモデルとなる蔵書の充実を図っていきます。これらの蔵書は、学校の学習や特別活動に関連した資料、人生や社会問題に関する資料、進路に関する資料など、青少年自身が行う調査研究活動に役立つものとしします。

児童資料についても、教員や保護者の参考となる資料も含め、引き続き一層の充実を図ります。

ウ 都立図書館における児童・青少年サービス施設の充実

都立多摩図書館児童コーナーの一層の充実を図ります。さらに、青少年コーナー（注8）を設置し、テーマによる図書資料の紹介等を行い、青少年の読書活動への興味・関心を高めめます。

また、都立中央図書館では調べ学習等に図書館を利用する青少年の学習活動が行いやすいよう「グループ学習室（仮称）」を設置し、利用案内サービス等の充実を図ります。

（注8）主に13歳から18歳を対象にした図書館資料を配置したコーナー。子どもから大人への転換期にある時期の好みや心理に配慮して、展示法を工夫したり、青少年向けの広報物を併せて置いたりする例が多い。ヤングアダルトコーナーともいわれる。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立図書館は、公立図書館の中核として重要な役割を担い、子どもの読書活動における最も身近な施設であることから、一層の充実が期待されます。

ア 児童青少年資料の充実

児童青少年用の資料については、楽しみとしての読書のための資料、学習や子どもの生活に役立つ資料など、幅広くかつ的確に選択されたものであることが望まれます。

イ 児童青少年コーナーの整備

子どもにとって図書館が魅力的であるために、児童コーナーや青少年コーナー、おはなし室の充実を図ることが期待されます。

2 身近な読書施設、環境の整備・充実

【区市町村に期待される役割】

子どもにとって身近な読書活動の施設が確保されるよう、既存の施設の有効活用及び充実を図り、子どもの読書環境を一層整備することが期待されます。

ア 幼稚園・保育園等に対する支援及び公民館等における図書コーナーの充実

区市町村立図書館は、地域の幼稚園や保育園に対して団体貸出し等の支援を行うことが期待されます。

また、子どもの自主的な読書活動を促すために、図書館の分館・分室や児童館、公民館等に、子どもの本コーナーを作るなど、子どもの読書環境を充実することが期待されます。

第3 啓発広報

【東京都の取組】

東京都は、子どもの読書活動の推進について、広く理解と関心を深めるため、普及・啓発事業を実施します。

ア シンボルマークやキャッチフレーズの制定

子どもの読書活動の推進について都民が理解と関心を深めるために、シンボルマークやキャッチフレーズを制定し、イベントなどに幅広く活用していきます。

イ 「東京都子ども読書シンポジウム（仮称）」の開催

子どもの読書活動について、大人と子どもが協議し、子どもの読書に関する関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催します。

ウ 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布（家庭・地域向け）

【再掲5ページ】

エ 都立図書館における啓発広報の促進

都立図書館は、児童青少年用図書・雑誌、子どもの読書に関する研究書などを幅広く収集する多摩図書館を中心に、資料の展示会や、子どもの読書活動に関する公開講座を実施するとともに、都内各自治体や民間団体が実施する事業の情報を収集し、子どもの読書活動の推進について、広く普及・啓発を図っていきます。

【区市町村に期待される役割】

地域の子どもや保護者等に子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを十分に知らせることが期待されます。

ア 展示会等、イベントの開催・周知

図書館や公民館等で、子どもの読書に関する展示会や講演会を行うことが期待されます。子どもが楽しんで参加できる、おはなし会や科学遊びの会等、子どもと本を結びつける様々な事業が望まれます。

イ 保護者に対する啓発

子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が欠かせません。読書にあまり関心のない保護者にも情報が行きわたるよう、保健所・保健センターにおける健康診断で読書に関する展示を行ったり、保護者に配布するパンフレットに読書に関する情報を載せるなど工夫することが期待されます。

第2章 学校

学校においては、子ども一人一人が、読書の楽しさを味わったり、調べ学習等において目的を持って読書を行うことによって、子どもが読書のよさを体験し、生涯にわたって読書していくことができるようにすることが大切です。

第1 学校における読書活動の推進

1 学校の役割

学校においては、幼稚園、小、中、高等学校等の各学校段階に応じて、子どもが読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成するとともに、学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが大切です。

2 学校における読書活動の推進

ア 読書時間の確保

子どもの読書習慣を定着させるために、全校一斉の読書活動を設定するなど、読書時間を確保します。

例えば、朝の読書の時間の設定、校内で設定した読書週間・月間の実施等が考えられます。

イ 読書指導の充実

子どもが読書の楽しさやよさを味わえるような指導の工夫や取組を一層充実させます。

例えば、教師や子どもによる読み聞かせ等の活動、学級活動やホームルーム活動等における読書会の実施、学校の特色に応じた「課題図書」等のリストを作成し読書を奨励すること、教師が作成した読書指導の資料・教材の校内における組織的な活用、教師の推薦図書を子どもに紹介する等が考えられます。

同時に、子どもが読書を通して自分の考えを深めたり、自己を内省したりすることができるような指導の工夫も重要です。

ウ 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における読書活動の充実

(ア) 各教科、特別活動、総合的な学習の時間における学校図書館の利用

学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの主体的意欲的な読書活動や学習活動を充実します。

例えば、国語科の学習において読書意欲を高め、子どもが自主的に読書活動、特別活動における修学旅行等の事前学習、総合的な学習の時間における問題解決学習等が考えられます。

(イ) 学校図書館及び公立図書館の利用指導の充実

子どもが主体的に学校図書館を利用することができるように、特別活動等において、

学校図書館の機能と利用の仕方、図書の分類と配列、学習参考図書の利用法等について、特別活動を中心に、子どもに理解を深めさせるよう努めます。

また、地域の公立図書館の利用指導や情報通信ネットワークを活用して図書情報を得るなどの指導をより一層促進し、学校での指導を通して家庭や地域社会の中で読書に親しむ習慣を形成することが重要です。

(ウ) 図書委員会の活動の充実

図書委員の児童・生徒が行う自分たちのアイディアを活かした自主的・実践的な活動を通して、子どもの読書活動の充実を図っていく必要があります。

例えば、学級活動やホームルーム活動の時間に、図書委員が作成した「図書だより」等を題材に活動を行ったり、図書委員による異学年の子どもに対する読み聞かせの会の実施、学校図書館の利用について図書委員が資料を作成したり、説明したりすること等が考えられます。

エ 子どもによる他校種の学校、幼稚園及び保育園との連携

子どもは、自分自身が本を読んであげたり、読んでもらったりする体験や、読書に関する異なる年齢の子ども同士のかかわりを通して、読書の楽しさを味わうことができます。他校種の学校等が連携して、子ども自身による読み聞かせなどを行うことによって、子どもの読書への意欲を高めることが期待できます。

例えば、中・高校生が、近隣の小学校や盲・ろう・養護学校、幼稚園や保育園にボランティアで読み聞かせなどに行ったり、自校で読書会を企画して小学生や盲・ろう・養護学校等の子どもを招いたりするなどの連携が考えられます。

オ 幼児期における読書の充実

子どもが、幼児期に読書の楽しさと出会えるようにするため、絵本や物語等に親しむ活動を積極的にいきます。その際、教職員は、幼児期の子どもに対する読書が、その後の子どもの読書習慣を形成する上で重要であることを確認するとともに、保護者等に対しても絵本等の読み聞かせを奨励していく必要があります。

カ 障害に配慮した読書活動の充実

子どもの障害の状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定するとともに、読書活動の工夫・充実に努めます。

例えば、教師やボランティア等による読み聞かせ、ペープサート（注9）、パネルシアター（注10）、読書発表展などの活動を工夫し、読書することへの意欲の向上を図ることが大切です。

（注9）紙に描いた絵に棒をつけた人形を使って行う簡易人形劇。両面に絵を描いたものをすばやく反転させて躍動感を出す。

（注10）毛羽立ちのよい布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったりはがしたりしながら進める視聴覚教材。お話だけでなくクイズ、歌などにも利用される。

キ 学校図書館の利用を充実していくための人的配置等

司書教諭や学校図書館担当教諭は、学校の指導計画の中に学校図書館の利用指導を位置付

け、校内における協力体制づくりを推進し、学校図書館の運営の中枢を担います。

また、保護者や地域の人々から学校支援ボランティアを募り、学校図書館の運営の協力を求めることも考えられます。

ク 教職員の共通理解の確立と校内研修の充実、読書指導推進体制の確立

学校において、教職員の姿は、子どもに大きな影響を及ぼすものです。そのため、教職員が読書活動の意義を理解し、教職員が自ら日々読書を行っていきます。

子どもの読書活動を推進するためには、全教員が読書活動の推進にかかわっていくことが不可欠です。そのため、司書教諭等が校内研修を行い、教員の読書に関する指導力の向上を図るとともに、校内における読書指導の推進体制を構築する必要があります。

ケ 家庭への啓発

子どもの読書活動を推進するためには、学校と家庭との連携が重要です。保護者会や学校だより等を通して、読書の意義を説明するとともに、子どもの読書習慣を形成するために、家庭においては、読書にかかわる子どもと保護者との会話を増やしたり、読み聞かせや子どもと一緒に本を読む等の工夫をして、子どもが読書に親しむ機会を作るよう働きかけることが大切です。

【東京都の取組】

都立学校及び区市町村立の学校における読書活動の推進、司書教諭・学校図書館担当教諭の指導力の向上を図るため、以下に示す事業を実施します。

ア 読書活動推進校の指定

都立学校の中から読書活動推進校を指定し、その実践の成果を他の学校の読書活動の推進に役立てます。

イ 司書教諭等の研究・研修

(ア) 東京都教育研究員（学校図書館部会）

司書教諭及び学校図書館担当教諭により、学校図書館の機能（読書センター、学習情報センター）の活用を推進していくための研究を行います。

(イ) 東京の教育21研究開発委員会（学校図書館部会）

司書教諭を中心として、読書活動及び教科等における学校図書館を活用した教育活動に関する研究を行います。東京都教育研究員が行った学校図書館の機能に関する研究をより深化させた内容の研究や学校図書館にかかわる新たな課題の解決に向けた研究を行います。

(ウ) 学校図書館研修（司書教諭や一般教諭対象の研修会）

司書教諭及び学校図書館担当教諭を対象に、学校図書館を利用した教育活動の充実を目指す研修を行います。

ウ 「都立学校図書館運営の手引（仮称）」の作成

学校図書館の運営の充実を図るため、都立学校の学校図書館運営の手引を作成し、都立学校に配布します。

エ 読書活動の普及・啓発

(ア) 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布

学校における読書活動推進のための啓発資料を作成、配布するとともに、その活用を促し、朝の読書活動、読み聞かせ等を推進します。

(イ) 読書活動推進のための実践発表会の実施

学校における読書活動推進のための実践発表会を実施し、読書活動の優れた実践を紹介するとともに、啓発資料にも掲載し、学校における読書活動等の推進に役立てます。

(ウ) 顕彰制度（児童・生徒等表彰）

朝の読書活動等で成果を上げた学校や図書委員会等を東京都教育委員会が表彰します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立の学校における読書活動の推進及び司書教諭の指導力の向上を図るため、地域や学校の特色に応じた事業の実施が期待されます。

ア 司書教諭配置後の研修の充実

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・利用について中心的な役割を担うものであることから、区市町村教育委員会においては、司書教諭配置後に、定期的に研修の機会を設定し、指導力の向上を図るよう努めることが期待されます。

イ 区市町村における特色ある活動

区市町村の実情に即した特色ある読書活動への取組が望まれます。

例えば、顕彰制度、地域の公立図書館と学校が連携した読書活動の取組などが考えられます。

第2 学校における読書活動を推進するための学校図書館の充実

1 学校図書館の役割

学校図書館は「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っています。

そのため、子どもの多様な興味や関心にこたえるとともに、知的な刺激を与えるきっかけとなるような魅力的な本を整備し、「読書センター」としての機能を充実することや、調べ学習等を支えていく「学習情報センター」としての機能を充実することが必要です。

2 学校図書館の計画的な整備・充実

ア 図書資料の整備・充実

読書活動の推進に当たって、児童・生徒が使用する図書資料の整備・充実は、最も重要です。そのため、蔵書を充実するとともに、使用頻度の少ない図書資料は閉架式の書庫に移動する等、新旧の図書資料の計画的な入替えを図りつつ、「学校図書館図書標準」を達成するように努めます。

また、校内にある読書指導等に用いる教材は、学校図書館において一括して管理し、いつでも活用できるように努めます。

イ 調査に基づいた学校図書館整備

司書教諭や学校図書館担当者等は、校長の経営方針に基づき、図書選定委員会を担当したり、子どもや保護者、教職員に対し自校の教育活動のために必要な図書資料等の調査を行ったりして適切な図書資料を選定し、学校図書館の整備を行うことが望まれます。

ウ 障害のある子どもの読書に対する学校図書館整備

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、補助具や障害の状態に配慮した図書、視聴覚機器等の整備をより一層充実することが望まれます。

エ 学校図書館の情報化の検討

これからの学校図書館においては、学校図書館に所蔵する図書資料をデータベース化するなど、学校図書館の情報化の検討が望まれます。

第3 啓発広報

【東京都の取組】

都立学校及び区市町村立の学校における優れた実践を紹介したり、顕彰したりするなどして、子どもの読書活動を推進します。

ア 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布【再掲 17 ページ】

イ 読書活動推進のための実践発表会の実施【再掲 17 ページ】

ウ 顕彰制度（児童・生徒等表彰）【再掲 17 ページ】

エ 読書活動優秀実践校等の実践の紹介

読書活動優秀実践校及び読書活動推進校の実践内容を東京都教育委員会のホームページに掲載し、各学校での読書活動の充実に役立てます。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立の学校の教職員、子どもや保護者に対し、子どもの読書活動の大切さや読書の楽しさ等を伝えたり、読書に関する情報の提供等を行うことが期待されます。

ア 学校の優れた読書活動の実践事例の収集及び紹介

読書活動の先進的な取組等の事例を収集し、学校への提供に努めることが期待されます。

イ 子ども読書の日、読書週間に行われる行事の周知

子ども読書の日を記念した行事や読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、子どもや保護者、教職員の参加を促し、子どもの読書活動の充実に努めることが期待されます。

第3章 関係機関等の連携・協力

第1 「東京都子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置

東京都は、東京都子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動推進事業を総合的に企画・運営し、東京都、区市町村、民間団体等の連携・協力体制の整備について検討するため、幅広い分野の関係機関・団体で構成する会議を設置します。

第2 図書館等の連携・協力

1 学校と図書館等の連携・協力

子どもの読書活動を担う主な機関である学校と図書館が連携して、子どもの読書活動を推進することは、大切です。お互いの機能を補い合うことによって、新たな事業に取り組み、子どもに豊かな読書環境を提供することができます。

【東京都の取組】

都立図書館は、都立学校への支援サービスを通し、学校と公立図書館のよりよい連携を探り、学習活動や学校図書館の運営を支援します。

ア 司書教諭、学校司書等の研修への支援

教職員研修センターが行う司書教諭を対象とした研修に対し、都立図書館司書を講師として派遣します。また、区市町村教育委員会等が行う研修への講師派遣について、都立図書館が協力します。

イ 授業、課外活動への支援

都立学校の授業、課外活動における体験学習、見学会を受け入れます。

ウ 推薦リストの作成

学習に役立つテーマ別のブックリストや調べ方についての案内を作成、都立図書館ホームページ上に公開し、調べ学習や学校の読書活動を支援します。

エ レファレンス・サービス

学校または学校図書館の求めに応じて、レファレンス・サービスを実施します。生徒の学習を支援するだけでなく、教員の教材作成への支援、授業カリキュラムづくりの資料調査等を支援します。

オ 盲・ろう・養護学校との連携

障害のある子どもの読書活動に対する支援の方向を探るため、図書館と盲・ろう・養護学校との連携について検討します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立図書館では、地域の学校と連携し、子どもの学習を支援するとともに豊かな読書活動のための行事等を実施することが期待されます。

ア 団体貸出し等資料の援助

区市町村立図書館では、学校の読書活動や調べ学習等に対応して、団体貸出し等資料の貸出しを行うことが期待されます。

イ 「総合的な学習の時間」に対応した資料収集法の相談

区市町村立図書館では、地域の学校図書館等で調べ学習のための資料を収集する際に、テーマ別のリストや出版情報を提供するなどの相談に応じることが期待されます。

ウ 小学校入学時における図書館利用案内とブックリストの配布

小学校入学の際や学校の長期休業時に、地域の図書館の案内や学年別のブックリストを学校を通じて児童生徒に配布し、図書館の利用を促すことが期待されます。

エ 学校訪問、学級招待

生活科や地域の学習の時間に図書館で授業を行ったり、読書の時間等に、公立図書館が学校を訪問し、読み聞かせ等楽しい行事を行うなど、学校と図書館が交流することで子どもに本や図書館に親しみを持たせることが期待されます。

オ 地域の公立図書館と学校の図書部等との連携

学校と地域の公立図書館の連携を推進するため、地域の公立図書館と学校の図書部等の教員が連絡会や研修会を行うなど交流の場を設けることが期待されます。

カ 司書教諭、学校司書等の研修への支援

区市町村教育委員会等が行う司書教諭等の研修に対して、区市町村立図書館の職員が講師派遣や資料提供等で協力することが期待されます。

2 図書館間の連携・協力

図書館は、子どもの読書活動を進める上で大きな役割を果たしています。図書館の資料や情報の相互利用等の協力活動のほか、複数の都内公立図書館による共同事業の実施等、図書館間での連携・協力を推進することが大切です。

ア 都立図書館と区市町村立図書館

都立図書館は、区市町村立図書館の求めに応じて、児童青少年資料の紹介や提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助を行います。

区市町村立図書館は、子どもの読書活動に関する取組について、都立図書館との連絡調整を積極的に図り、都内公立図書館間における情報の円滑な流通に努めることが望まれます。

イ 国立国会図書館国際子ども図書館

国立国会図書館国際子ども図書館は、全国の児童図書館や学校図書館の活動を支援し、子どもの出版文化にかかわる専門家に対して資料や情報の要求にこたえる児童書のナショナルセンターとしての役割を果たしています。都内の公立図書館は、国際子ども図書館との連携・協力を推進していきます。